

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の非課税限度額の算定における国外居住親族の取扱いを改めるとともに、地方税法に基づく入湯税を課するため、その税率、徴収方法等必要な事項を定める等所要の改正を行うものです。

【主な改正項目】

1. 個人市民税(均等割・所得割)の非課税となる扶養親族の対象範囲の見直し

1) 改正内容 (第24条第2項、第36条の3の3第1項)

個人市民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち、次のいずれにも該当しない者を除外する。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

2) 施行期日 : 令和6年1月1日

2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について適用期限を延長

1) 改正内容 (附則第6条)

特例(セルフメディケーション税制)の適用期間の延長
(改正前) 平成29年1月1日から令和3年12月31日まで
(改正後) 平成29年1月1日から令和8年12月31日まで

2) 施行期日 : 令和4年1月1日

3. 入湯税の制定

1) 改正内容（第141条から第149条）

①入湯税の使用目的(目的税)

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる。

②入湯税の納税義務者等

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

③入湯税の課税免除

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)が教育上の見地から行う行事に参加者している者
- (4) 宿泊を伴わないで入湯する者

④入湯税の税率

入湯客1人1泊につき150円。

⑤入湯税の徴収等の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収の方法によって入湯客より入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の申告納付を行う。

⑥入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪

- (1) 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯税額その他必要な事項を帳簿に記載し、1年間保存しなければならない。
- (2) 帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、3万円以下の罰金刑を科する。

2) 施行期日 : 令和4年4月1日